

資料編

データで振り返る、松本信用金庫

業務のご案内	1
リスク管理体制	4
内部管理態勢・コンプライアンス等	5
財務諸表	7
経営指標	11
不良債権の状況	18
自己資本の充実の状況について	19
開示項目一覧	27

業務のご案内

■ 預金業務

種類	特 色	期 間	預入額	
定期預金	期日指定定期預金	お預け入れ期間は最長3年ですが、1年たてば期日をご指定いただき、いつでもお引き出しできます。(個人の方限定)	据置期間1年 最長3年	1,000円以上 300万円未満
	スーパー定期	まとまった資金をお預かりする最も一般的な定期預金です。お預け入れ額300万円以上と300万円未満の金利設定となります。	1カ月以上 5年以内	1,000円以上 1,000万円未満
	大口定期預金	1,000万円からの大口資金を高利回りで運用できる有利な定期預金です。ただし、経済情勢等によりスーパー定期預金と同率となる場合もあります。	1カ月以上 5年以内	1,000万円以上
	変動金利定期預金	お預け入れ期間中でも金利動向を直接キャッチし、お預け入れ日から6カ月毎に、その時点での利率に基づいて利息が計算されます。	1年以上 3年以内	1,000円以上
	金利優遇定期預金	当金庫に年金受取口座をお持ちの方に限り、優遇金利を適用させていただいております。 店頭表示金利に0.02%又は0.05%を上乗せする「ふれあい」、及び0.1%上乗せする「スーパーふれあい」があります。 また、障害年金等の受取口座をお持ちの方に限り、「スーパー福祉定期」もご用意しております。	1年以上 5年以内 (各商品によって異なりますので、お問い合わせください。)	各商品によって異なりますので、お問い合わせください。
	退職金専用定期預金「セカンドストーリーⅡ」	退職された方のセカンドライフを応援する定期預金です。退職金の範囲内で金利を上乗せしてお預かりします。年金振込を当金庫に指定又はご予約いただいたお客さまにはさらに金利を上乗せします。	1年又は3年	100万円以上 退職金の範囲内
定期積金	毎月一定額をお積立いただくことによって計画的に財産形成ができます。	6カ月以上 5年以内	毎月の掛金は 1,000円以上	
財形預金	一般財形預金	お勤め先の財形制度を通じて、定期的に給料、賞与から天引にてお積立いただけます。		
	財形年金預金	財産づくりに有利な預金で使途に制限ありません。	3年以上	1,000円以上
	財形住宅預金	60歳以降、年金形式で受け取る預金です。ゆとりある老後のためにぜひお役立てください。 新築・増改築・中古住宅取得等、マイホーム資金づくりのための預金です。	財形年金預金と財形住宅預金合わせて元金550万円まで非課税。 5年以上	1,000円以上
その他	当座預金	お支払いに小切手・手形をご利用いただく預金です。	出し入れ自由	1円以上
	普通預金	自動支払・自動受取サービス等がご利用いただけます。(決済用普通預金をご希望の方は、窓口までお申付けください。) また、通帳レスの申込及び切替も取り扱っております。	出し入れ自由	1円以上
	通知預金	短期間有利に運用していただく預金です。	据置期間7日	1口1万円以上
	積立定期預金	1,000円以上であればいつでも何回でもお預け入れいただけます。自動振替をご利用いただけますと、自動的にお積立できますので大変便利です。		1,000円以上

■ 融資業務 (主なローン)

種類	特徴・お使用みち	融資限度額 ※1	融資期間 ※2
住宅ローン	住宅の新築・増改築、土地・建物の購入に、よりよい住まいづくりのためにご利用いただけます。お求めになる住宅・土地を担保として提供していただきます。またリバースモーゲージ型住宅ローンもご用意しております。	10,000万円以内	35年以内
リフォームローン	住まいの増改築・住宅の設備機器購入資金等にご利用いただけます。	2,000万円以内	25年以内
教育ローン	お子さまの教育資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	16年以内
マイカーローン	車輛購入や免許取得、車検、修理などにご利用いただけます。ただし、営業用車購入資金は除きます。	1,000万円以内	10年以内
多目的ローン	旅行・レジャー、家具・インテリア購入、結婚費用等で、支払先への振込が可能な資金にご利用いただけます	10万円以上500万円以内	10年以内
フリーローン・ベンリダポケット	資金使用を限定しないローンです。(支払先への振込等の条件はございません。)ご利用の可否につきましてはスピーディーにご返答しております。	10万円以上500万円以内 (10万円単位)	10年以内
カードローン	急に現金がご入用になった時、簡単・スピーディーにご用立ていたします。	10万円以上900万円以内 (10万円単位)	融資限度額によって1年～2年の更新となります。
おまとめワイド	信販会社・クレジット・消費者金融業者等の借入を一本化するための資金です。	10万円以上500万円以内 (10万円単位)	10年以内

上記のほかにも各種ローンがございますので、お気軽にご相談ください。

※1※2 融資限度額・融資期間につきましては商品設計上の上限金額・最大期間を表示しております。

■ その他の業務（各種取次業務）

種 類	内 容・特色
個人年金保険	お客様のニーズに合わせ、資産形成のお手伝いをいたします。
終身保険	死亡保障を目的とした生命保険です。
学資保険	お子さまの進学時期に合わせてお受取りいただける貯蓄型の保険です。
がん保険／医療保険	経済的な保障と、精神的なケアでトータルにサポートする保険です。お客様のニーズに合わせ3社5商品をご用意しております。
傷害保険	当金庫で年金を受給されている方のみご加入いただける団体傷害保険です。
ペット保険(どうぶつ健保)	ペット（犬・猫）の病気やケガを保障する保険です。
個人向け国債	日本政府が発行している個人の方のみが保有できる国債です。1万円から購入でき、3年満期・5年満期の固定金利型と、実勢金利に応じて半年毎に金利を見直す10年満期の変動金利型を取り扱っております。
投資信託	資産運用商品として、株式や公社債を投資対象とした6社17商品を全店舗で販売しております。
確定拠出年金	現在の年金制度が抱える問題を解決するために登場した、新しい年金制度が確定拠出年金です。主として個人の方を対象とした「個人型」と、会社にお勤めの方専用の「企業型」の2種類があります。
住宅ローン関連の長期火災保険	当金庫の住宅ローンを利用された方限定の火災保険です。
債務返済支援保険	当金庫の住宅ローンを利用された方限定の債務返済支援保険です。病気等により就業できず、収入が減少した場合等に、一定期間住宅ローン返済額をカバーします。

■ サービス業務

種 類	内 容
自動サービス	自動支払サービス ご指定の口座から自動的にお支払いします。払込みを忘れて、出かける手間が省け未払いのトラブルもなくなります。電気料、電話料、NHK受信料などの公共料金のほか、税金、社会保険料、各種カード決済などの自動支払サービスがあります。
	自動受取サービス お受取りに出かける手間が省けるうえに期日忘れの心配もなく、きちんとご指定の口座に振込まれます。給与や年金がお客様の口座でお受取りいただけます。配当金、児童手当、退職金、保険金給付金などお受取りいただけます。
為替サービス	国内為替サービス ご送金、お振込、お取立は全国255信用金庫7,233店舗（令和2年3月末現在）の為替網が便利にご利用いただけます。また、全国銀行データ通信システムを通じ、銀行、信用組合、農協等へのお振込等も迅速、確実、安全にお取扱いします。
	外国為替・外貨両替サービス 外国通貨の両替のお取次（当庫ホームページからインターネット経由に限り）をいたします。また、外国為替取引のお取次もいたします。
しんきん電子記録債権サービス（でんさいサービス）	電子記録債権法に基づきでんさいネット（全国銀行協会が設立した電子債権記録機関「株式会社全銀電子債権ネットワーク」を通称「でんさいネット」と呼びます。）を利用して提供する新しい決済サービスです。インターネット（PC）等を通じて、電子記録債権を記録・管理する電子債権記録機関の記録原簿へ電子記録をすることで、安全・簡易・迅速に、支払いや譲渡を行うことができます。
各種バンキングサービス	個人向けインターネットバンキング [WEBバンキング] パソコンや携帯電話（ドコモ・au・ソフトバンク）、スマートフォンで、残高照会、お振込等がご利用いただける、個人のお客様向けサービスです。
	法人向けインターネットバンキング [WEB-FB] インターネット接続可能なパソコンで、預金残高や入出金明細の照会、資金移動、総合振込、給与・賞与振込、口座振替等がご利用いただける、個人事業主・法人のお客様向けサービスです。
	ネット口座振替受付サービス 提携企業の各種支払い口座振替契約をパソコンや携帯電話から手続きできるサービスです。
	携帯電子マネーチャージサービス お客様の預金口座から携帯電話の「おサイフケータイ」に、その場でチャージ（入金）できるサービスです。
	料金払込サービス [Pay-easy（ペイジー）] 納付書・請求書にペイジーマークが付いた税金・各種料金が、インターネットバンキングでお支払いいただけます。（ご利用には、「個人向けインターネットバンキング」又は「法人向けインターネットバンキング」のご契約が必要です。）
	資金移動サービス 電話、FAX、専用ソフトインストールパソコン等を使用して、振込・振替ができるサービスです。預金残高や入出金明細の照会もできます。
	一括伝送サービス [テレサービス] FB専用端末・専用ソフトインストールパソコンを使用して、一括振込（総合振込、給与・賞与振込）がご利用できるサービスです。
デビットカードサービス デビットカード加盟店の専用端末で、お手持ちの「キャッシュカード」をご利用いただくことにより、お買物代金等がお支払いできるサービスです。	
自動機（ATM）の各種サービス	キャッシュサービス 当金庫のキャッシュカードは、平日のほか、土曜・日曜・祝日も現金のお預け入れお引き出し等にご利用いただけます。また、全国の提携金融機関でもお引き出し等がご利用いただけます。
	ICキャッシュカード発行サービス カード犯罪に強く、セキュリティの高いICカードは、振込カード機能も付いて当金庫の全ATMで使用できます。個人の方は、生体認証（手のひら静脈）もご利用いただけます。
	振込・振替サービス キャッシュカードを使って「振込」、「振替」等ができます。営業時間外や土曜・日曜・祝日も振込の予約ができます。振込カードをお作りいただくとお手続きがさらに簡単です。
その他のサービス	リースサービス 機械設備等リースをご希望のお客様に、しんきんリース（株）をご案内いたします。
	貸金庫サービス お客様の大切な預金証書、株券、権利証、貴金属などを安全にお預かりします。
	夜間金庫サービス 閉店後も売上金などをお預かりします。
	情報サービス 当金庫では「しんきん経営情報」「楽しいわが家」などの刊行物を発行しています。内容は、毎日の仕事や暮らしに役立つ情報から楽しい話題まで盛りだくさん。全店のロビー又は、窓口にも備えてあります。また、当金庫独自の調査による「中信地区産業経済動向」を3カ月毎に発行しております。ご愛読ください。

各種手数料一覧

振込手数料

種類	振込先	5万円未満	5万円以上
窓口利用	同一店内あて	110円	330円
	本支店・県内信金あて	220円	440円
	他行あて	550円	770円
ATM利用	同一店内あて	110円	220円
	本支店・県内信金あて	110円	330円
	他行あて	440円	660円
※機械利用	同一店内あて	無料	
	本支店・県内信金あて	110円	330円
	他行あて	440円	660円
個人向けインターネットバンキング	同一店内あて	無料	
	当金庫本支店あて	無料	
	県内信金あて	110円	330円
	他行あて	220円	440円

※機械利用とは、法人向けインターネットバンキング・資金移動システム・テレホンバンキング・テレサービスなどをいいます。(各サービスでのお取扱可能な振込種類につきましては、窓口にお問合せください。)

給与振込手数料

種類	振込先	5万円未満	5万円以上
窓口利用	同一店内あて	無料	
	本支店・県内信金あて	無料	
	他行あて	110円	
※機械利用	同一店内あて	無料	
	本支店・県内信金あて	無料	

※機械利用とは、法人向けインターネットバンキング・テレサービスなどをいいます。(各サービスでのお取扱可能な振込種類につきましては、窓口にお問合せください。)

税金等振込手数料

振込先	5万円未満	5万円以上
長野県・松本市・大町市・塩尻市・安曇野市・北安曇郡・東筑摩郡・木曾郡の市町村(北安曇郡小谷村、木曾郡南木曾町・大桑村を除きます)	無料	無料
小谷村・南木曾町・大桑村及び上記以外の長野県内の市町村	220円	440円
県外の都道府県・市町村	550円	770円

代金取立手数料

取立先	普通扱	至急扱
同地取立	店内	無料
	市中	1通につき330円
隔地取立	県内	1通につき660円
	県外	1通につき660円
旅券類取立	代払扱	クーポン1通につき220円
	個別扱	1通につき660円

証明書発行手数料

残高証明	自動発行	発行区分ごと	440円
	都度発行	1組につき	660円
監査法人さまからの依頼	1依頼につき	2,200円	
融資証明	1通につき	1,100円	
個人情報開示手数料	1件につき	1,100円	
取引明細表等	1枚につき	55円	

※複数の業務証明を要する場合は、業務数に乘じた手数料をいただきます。
※上記以外の証明書等の詳細につきましては窓口までお問合せください。

その他為替関係手数料

送金・振込組戻料	1件につき660円
不渡手形返却料	1通につき660円
取立手形組戻料	ご依頼の内容によっては、超過実費をいただく場合もございます。
取立手形店頭呈示料	
代手・商手変更料	1件につき330円

自動振込サービス関係手数料

自動振込サービス申込手数料	1振込先につき110円	
自動振込サービス手数料	5万円未満	5万円以上
同一店内あて	無料	
本支店・県内信金あて	110円	330円
他行あて	440円	660円

エレクトロニックバンキング関係手数料

ファクシミリサービス基本手数料	1口座につき1カ月1,100円			
資金移動サービス基本手数料	無料			
テレサービス基本手数料	1口座につき1カ月1,100円			
テレホンバンキングサービス基本手数料	無料			
インターネットバンキング	法人向け	WEB-FB	契約手数料	無料
			基本手数料	1口座につき1カ月1,100円
	個人向け	WEBバンキング	基本手数料	無料
			ワンタイムパスワード利用料	無料

当座関連手数料

小切手帳(50枚綴り)	1冊につき990円	
約束手形帳(50枚綴り)	1冊につき1,320円	
為替手形帳(25枚綴り)	1冊につき660円	
署名鑑登録・変更手数料	1署名鑑につき5,500円	
マル専	口座開設手数料	1口座につき3,300円
	手形用紙	1枚につき550円
	自己宛小切手	1枚につき550円

通帳、カード等発行・再発行手数料

種類	新規発行	再発行	
通帳・証書・契約の証	無料	1冊につき1,100円	
個人用キャッシュカード(MS・IC)	無料	1枚につき1,100円	
ローンカード(MS・IC)	無料	1枚につき1,100円	
法人用	MSキャッシュカード	1枚につき550円	1枚につき1,100円
	ICキャッシュカード	1枚につき1,100円	

貸金庫利用料

(年間)

種類	大	中	小
手動	11,000円	8,800円	6,600円
全自動	31,680円	23,760円	15,840円

夜間金庫利用料

営業区域外資本先・融資対象外先	月間22,000円
上記以外	月間5,500円

硬貨による入金・硬貨による振込手数料

条件	硬貨入金・振込枚数	金額
硬貨の入金枚数を基準とします	1枚～100枚	無料
	101枚～300枚	110円
	301枚～500枚	220円
	501枚～1,000枚	550円
	1,001枚以上	千枚ごとに550円加算

※同日内に100枚を超える取扱いが発生した場合には、取扱枚数を合計した手数料とします。

※一般家庭からの持込による入金・振込は無料です。
※税金・手数料等のお支払に硬貨をご持参される場合も、硬貨による入金・硬貨による振込と同様の手料を適用させていただきます。

(令和2年6月末現在)

融資関連手数料

種類	金額		
条件変更	事業性長期貸出	繰上返済 条件変更	33,000円
	住宅ローン	一部繰上返済・条件変更	11,000円
		全額繰上返済	5,500円
	個人ローン	繰上返済・条件変更	33,000円
不動産担保事務	1契約ごと1回あたり	新規設定(事業性)	5,500円
		新規設定(消費性)	44,000円
		追加設定	22,000円
		極度額変更	11,000円
		一部解除	11,000円
		全部解除	無料
債務保証		1回につき3,300円	
融資証明		1通につき1,100円	

両替手数料(窓口扱い)

条件	受取・持込合計枚数	金額
お客さまが持込まれる或いは、持出される硬貨・紙幣の合計枚数を基準とします	1枚～100枚	無料
	101枚～300枚	110円
	301枚～500枚	220円
	501枚～1,000枚	330円
	1,001枚～2,000枚	660円
	2,001枚以上	千枚ごとに330円加算

※同日内に100枚を超える取扱いが発生した場合には、取扱枚数を合計した手数料とします。

両替手数料(両替機利用)

ご利用方法	お取扱い枚数	金額
キャッシュカード	1日1回100枚まで	無料
両替カード	1日3回まで	年間13,200円
手数料を現金でお支払いの場合	1枚～500枚	100円
	501枚～1,000枚	200円
	1,001枚以上	300円

※同日内に100枚を超える取扱いが発生した場合には、取扱枚数を合計した手数料とします。

金種指定による出金手数料

条件	受取・合計枚数	金額
出金される硬貨の枚数を基準とし、対象となる場合は硬貨・紙幣の合計枚数を手数料の対象枚数とします	1枚～100枚	無料
	101枚～300枚	110円
	301枚～500枚	220円
	501枚～1,000枚	330円
	1,001枚～2,000枚	660円
	2,001枚以上	千枚ごとに330円加算

※同日内に100枚を超える取扱いが発生した場合には、取扱枚数を合計した手数料とします。

●記載の手料の他にも、手数料が必要な場合があります。
●手数料の金額には、10%の消費税が含まれております。

リスク管理体制

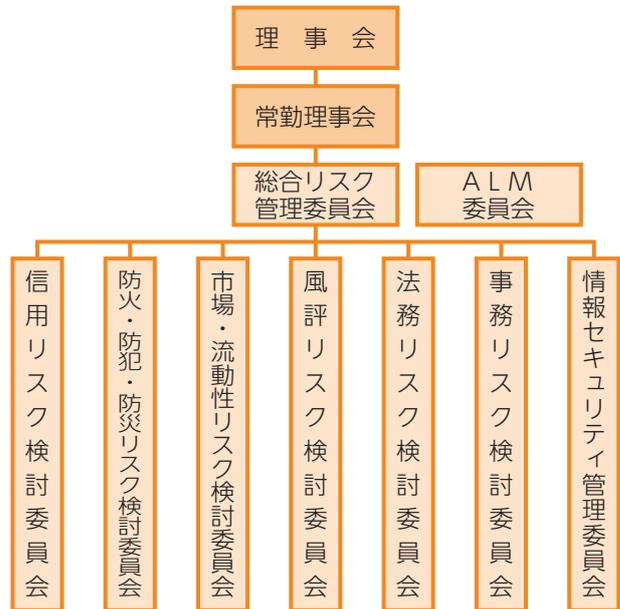
■ リスク管理の基本方針

経済環境や金融情勢のさまざまな変化に伴って、金融機関の抱えるリスクは一段と複雑化・多様化しています。

当金庫では、リスク管理を経営の最重要課題の一つと位置付け、各種リスクを的確に把握し、コントロールする管理態勢の構築に努めております。組織態勢としては、リスクカテゴリーごとに統括部署を定め、日常業務において管理を行うことを基本としております。さらに、全体を統括する組織として、経営陣を中心とした総合リスク管理委員会を組織し、管理態勢の充実・強化を図り、さらに下部組織として各リスク検討委員会を設置して、具体的活動に反映させております。

また、当金庫の経営方針、経営戦略とリスク状況を整合させ、的確な運用・調達構造を構築することを目的とするALM委員会を組織しております。

■ リスク管理体制の組織概要



<p>統合的リスク管理</p>	<p>統合的リスク管理とは、金融機関が直面するリスクに関してそれぞれのリスクカテゴリーごと（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等）に評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力（自己資本）と比較、対照することによって自己管理型のリスク管理を行うことをいいます。当金庫では、各種業務の遂行に伴い発生するさまざまなリスクを適切に管理するほか、リスクを全体として捉え統合的に管理する総合リスク管理委員会を設置し、組織横断的にリスク管理の調整を行い、経営体力に見合ったリスクコントロールを実施することにより健全性の確保と安定収益の確保に努めております。</p>
<p>信用リスク</p>	<p>信用リスクとは取引先の倒産や財務内容の悪化などにより、資産（貸出金や有価証券など）の価値が減少ないし消滅し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当金庫では、信用リスクを管理すべき最重要のリスクと認識しております。各計測手法を活用したリスク量の算出や与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のための大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。</p>
<p>市場リスク</p>	<p>市場リスクとは、市場金利などが変動することにより、金利感応資産・負債（貸出金、預け金、有価証券、預金等）の価値が変動するリスク（金利リスク）、有価証券等の価格の変動によって資産価値が減少するリスク（価格変動リスク）、外国為替相場の変動によって資産価値が減少するリスク（為替リスク）などがあります。当金庫では、経営体力や管理能力等に見合ったリスク管理により、適正な収益を確保することを基本方針としています。的確かつ迅速なリスク判断を行うため、ALM委員会を中心に資産・負債の総合管理を行っております。</p>
<p>流動性リスク</p>	<p>流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出により資金不足に陥り、店頭での支払いや決済資金が確保できなくなるリスクのことです。当金庫では、資金繰りの状況を的確に把握し、資金調達・運用構造に則して資金の入り払いの平準化を図り、適切かつ安定的な資金繰り体制を整備することを基本方針としています。日々の資金繰りは、即時に換金できる流動性の高い資金（支払準備資産）が預金残高の一定水準以上維持するよう管理しております。緊急時の資金調達手段は、信金中央金庫に支払準備資産を預けるなど十分な支払準備資産を確保し、不測の事態に備えております。</p>
<p>オペレーショナル・リスク</p>	<p>オペレーショナル・リスクとは、金融機関の内部管理体制の不備や災害等の外生的事象から生じる損失に係るリスクのことです。当金庫では、お客さまに安心してお取引いただくために、事務リスクとシステムリスクについては特に重要度の高いリスクであると認識し管理しております。</p> <p>事務リスク</p> <p>事務リスクとは、事務処理におけるミスや事故、不正等により損失を被るリスクです。当金庫では、内部規定等の整備や事務指導による厳正な事務管理を行うことによって損失を未然に回避することを基本方針としています。日常の事務ミス防止のため、内部規定の整備、事務指導・研修等を通じて事務能力向上に努めております。</p> <p>システムリスク</p> <p>システムリスクとは、コンピューターシステムのダウン、誤作動、不正使用等により損失が発生するリスクのことです。当金庫では、金庫が保有する情報とその情報を保護するシステムについて、適切に管理する体制を整備することを基本方針としています。コンピューターシステム等の誤処理や災害、不正使用等によりシステムが停止したり情報漏洩等が起こった場合には、お客さまからの信用の失墜により経営に重大な影響を与えることとなります。こうした認識のもと、セキュリティポリシーに基づき、適切な管理に努めております。</p> <p>その他のリスク</p> <p>法務リスク、風評リスク、防火・防犯・防災リスクなどがあります。当金庫ではそれぞれ担当部署を定め、適切に対応しております。</p>

内部管理態勢・コンプライアンス等

■ 内部管理態勢の整備

金融機関としての社会的責任と公共的使命を果たしていくためには、「業務の適切性を確保するための体制」（いわゆる「内部統制システム」）の整備が重要課題であるとの認識のもと、その整備に係る「内部管理基本方針」を平成19年10月に制定し、体制の整備を進めてまいりました。基本方針の概要は次のとおりです。

「内部管理基本方針」概要

- 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

■ コンプライアンス（法令等遵守）

「コンプライアンス」とは、一般的に「法令等遵守」と解釈され、当金庫では「法令等」を法律・政省令はもとより、条例・規則、庫内の諸規程、社会的規範から世間の常識に至るまで、極めて広範囲を指すものと捉えております。また、金融機関の社会的責任と公共的使命を踏まえ、より高いレベルのコンプライアンスが求められているものと認識し、これらのルールを役職員の自己啓発と組織的な管理態勢によって、遵守していくこととしております。

そして、このことが当金庫の創業理念でもある「地域との共存共栄」を実現するための、最低限の義務であると考えております。

1. コンプライアンスへの取組み

信用金庫役職員は、単にコンプライアンスだけにとどまらず、さらに高い倫理観をもって業務推進にあたり、安定した経営を確立することが求められております。

当金庫は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け、経営トップ自ら率先垂範するとともに、強いリーダーシップのもと、コンプライアンス態勢の充実・強化を図っております。

また、市民生活に脅威をあたえる反社会的勢力との関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶し、資金提供や不適切、異例な取引及び便宜供与はこれを行わ

ず、平素から警察、暴力追放県民センター、弁護士などと緊密な連携を保つとともに、預金取引及び融資取引について反社会的勢力排除条項を設け、反社会的勢力を断固排除することとしました。

2. 当金庫のコンプライアンス態勢

当金庫では、コンプライアンスの統括担当部署を業務監査部に置き、さらにすべての部・店・出張所に「コンプライアンス担当者」を配置して、コンプライアンス態勢の実効性を確保しております。

また、内部管理基本方針・コンプライアンス管理規程に沿って「コンプライアンス・プログラム」を策定し、実践に取り組んでおります。

3. 役職員のコンプライアンスに対する意識の向上

当金庫は、コンプライアンスに対する基本方針、経営に関する法規制、役職員の行動基準、事例解説などを記載した「コンプライアンスマニュアル」を全役職員に配布して研修・OJTを通じてコンプライアンスに対する意識の向上を図っております。

4. 反社会的勢力に対する基本方針

私ども松本信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- ① 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- ② 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- ③ 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。
- ④ 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、長野県暴力追放県民センター、弁護士など外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- ⑤ 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5. 特殊詐欺（振り込め詐欺）被害撲滅に向けて

当金庫は、オレオレ詐欺を始めとする特殊詐欺被害から、お客さまの大切な財産を守るため、警察、防犯協会など外部専門機関と緊密な連携関係を構築して職員の啓発を図り、役職員一同特殊詐欺被害撲滅に取り組んでおります。

6.個人情報保護への対応

当金庫は、お客さまの個人情報保護を徹底し、適正な利用を図るための管理体制を整備し、役職員一同お客さまの大切な情報の保護に全力で取り組んでおります。

個人情報保護宣言 (プライバシーポリシーより抜粋)

当金庫は、地域金融機関としてお客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

※「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」の詳細につきましては、当金庫ホームページをご覧ください。

7.金融商品に係る勧誘方針

金融商品等の勧誘に際しては、「金融商品の販売等に関する法律」及び「金融商品取引法」等に基づき、コンプライアンスの精神に則った勧誘方針を策定し、取引の適正確保を図るとともに、お客さまの利益保護・管理に努めております。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

- ①当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- ②金融商品の選択・ご購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
- ③当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
- ④当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- ⑤金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、お近くの窓口までお問合せください。

■金融ADR（裁判外紛争解決手続）制度への対応

苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という）のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、金融ADR制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、お客さまの信頼性の向上に努めています。苦情等は各お取引店又は業務監査部法務管理課にお申し出ください。

受付先	受付日時	電話番号
各お取引店	当金庫営業日 9:00~17:00	本編17・18ページ参照
業務監査部 法務管理課		0263-35-0064

当金庫のお客さまからの苦情等は、下記の相談所でも受け付けています。

受付先	受付日時	電話番号
全国しんきん 相談所	信用金庫営業日 9:00~17:00	03-3517-5825
関東地区しんきん 相談所		03-5524-5671

紛争解決措置

当金庫は、苦情等のお申し出があった場合、内容を十分に伺ったうえで内部調査を行い、事実関係を把握し、関係部署と連携し、速やかにお申し出の解決を図るよう努めます。

なお、東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）・長野県弁護士会・山梨県弁護士会の紛争解決センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫業務監査部法務管理課、又は全国しんきん相談所・関東地区しんきん相談所へお申し出いただくか、各弁護士会へ直接お申し出ください。

受付先	受付時間	電話番号
東京弁護士会 紛争解決センター	9:30~12:00 13:00~15:00	03-3581-0031
第一東京弁護士会 仲裁センター	10:00~12:00 13:00~16:00	03-3595-8588
第二東京弁護士会 仲裁センター	9:30~12:00 13:00~17:00	03-3581-2249
長野県弁護士会 紛争解決センター	9:00~17:00	026-232-2104
山梨県弁護士会 民事紛争処理 センター	10:00~12:00 13:00~16:00	055-235-7202

いずれも土日祝日・年末年始は除きます。

東京三弁護士会・長野県弁護士会・山梨県弁護士会の紛争解決センター等は、東京都・長野県・山梨県以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京・長野・山梨以外の弁護士会を利用する方法もあります。ご利用いただける弁護士会については、上記弁護士会、全国しんきん相談所、関東地区しんきん相談所又は当金庫業務監査部法務管理課にお尋ねください。

* 苦情処理措置・紛争解決措置等の詳細については当金庫ホームページ (<https://www.matsumoto-shinkin.jp/>) をご覧ください。

財務諸表

■ 貸借対照表（資産の部）

(単位：千円)

科 目	平成31年3月末	令和2年3月末
《資産の部》		
現金	5,091,436	4,935,993
預け金	75,393,463	68,730,367
買入金銭債権	251,435	357,984
有価証券	159,679,939	164,235,241
国債	21,504,150	22,657,380
地方債	46,104,563	44,742,027
社債	57,715,978	60,935,334
株式	3,742,849	4,030,293
その他の証券	30,612,398	31,870,204
貸出金	187,868,238	191,440,110
割引手形	1,822,654	1,623,681
手形貸付	11,369,895	11,410,958
証書貸付	165,650,510	168,662,128
当座貸越	9,025,177	9,743,342
その他資産	2,401,309	2,422,940
未決済為替貸	141,730	55,584
信金中金出資金	1,715,700	1,715,700
未収収益	347,302	322,147
その他の資産	196,575	329,508
有形固定資産	3,555,179	3,460,402
建物	1,406,282	1,334,466
土地	1,976,472	1,976,472
リース資産	5,707	-
その他の有形固定資産	166,717	149,464
無形固定資産	51,037	61,020
ソフトウェア	22,716	32,703
その他の無形固定資産	28,321	28,316
前払年金費用	-	9,546
債務保証見返	1,240,763	1,262,432
貸倒引当金	△4,595,011	△3,964,833
(うち個別貸倒引当金)	(△4,190,133)	(△3,617,050)
資産の部合計	430,937,791	432,951,204

■ 貸借対照表（負債及び純資産の部）

(単位：千円)

科 目	平成31年3月末	令和2年3月末
《負債の部》		
預金積金	404,172,112	407,123,597
当座預金	8,108,530	8,191,998
普通預金	139,579,925	146,626,862
貯蓄預金	1,659,874	1,529,258
通知預金	15,981	30,546
定期預金	239,528,913	234,763,597
定期積金	14,298,830	14,374,058
その他の預金	980,055	1,607,275
借入金	103,990	123,692
借入金	103,990	123,692
その他負債	926,790	730,202
未決済為替借	144,616	74,224
未払費用	441,493	285,893
給付補填備金	16,356	17,009
未払法人税等	6,266	6,259
前受収益	81,705	107,440
職員預り金	131,200	136,367
リース債務	5,707	-
資産除去債務	50,139	50,876
その他の負債	49,302	52,131
賞与引当金	236,576	230,253
退職給付引当金	16,273	-
役員退職慰労引当金	98,377	115,533
偶発損失引当金	194,180	237,850
睡眠預金払戻損失引当金	38,779	39,319
繰延税金負債	771,721	551,715
債務保証	1,240,763	1,262,432
負債の部合計	407,799,564	410,414,597
《純資産の部》		
出資金	1,094,892	1,089,502
普通出資金	1,094,892	1,089,502
利益剰余金	20,990,038	21,440,077
利益準備金	1,114,011	1,114,011
その他利益剰余金	19,876,027	20,326,066
特別積立金	19,140,000	19,830,000
当期末処分剰余金	736,027	496,066
会員勘定合計	22,084,930	22,529,580
その他有価証券評価差額金	1,053,296	7,027
評価・換算差額等合計	1,053,296	7,027
純資産の部合計	23,138,227	22,536,607
負債及び純資産の部合計	430,937,791	432,951,204

■ 損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成30年度	令和1年度
経常収益	5,596,017	5,610,642
資金運用収益	4,421,670	4,508,881
貸出金利息	2,851,558	2,748,587
預け金利息	97,412	94,497
有価証券利息配当金	1,428,767	1,620,611
その他の受入利息	43,932	45,184
役員取引等収益	453,666	454,576
受入為替手数料	225,614	229,059
その他の役員収益	228,052	225,516
その他業務収益	317,529	143,578
国債等債券売却益	279,842	114,718
国債等債券償還益	4,273	1,054
その他の業務収益	33,412	27,805
その他経常収益	403,151	503,607
貸倒引当金戻入益	186,694	359,999
償却債権取立益	25,752	31,567
株式等売却益	149,832	96,672
その他の経常収益	40,871	15,367
経常費用	4,743,293	5,131,745
資金調達費用	193,018	137,543
預金利息	186,189	130,013
給付補填備金繰入額	5,869	6,302
譲渡性預金利息	—	0
借入金利息	321	558
その他の支払利息	637	668
役員取引等費用	414,227	410,590
支払為替手数料	43,247	43,153
その他の役員費用	370,980	367,436
その他業務費用	267,227	290,117
国債等債券売却損	314	100,646
国債等債券償還損	264,438	20,040
国債等債券償却	—	166,597
その他の業務費用	2,474	2,832
経費	3,773,837	3,707,985
人件費	2,276,056	2,229,672
物件費	1,382,680	1,363,432
税金	115,101	114,879
その他経常費用	94,982	585,508
株式等売却損	3,750	256,205
株式等償却	65	227,437
その他資産償却	26,764	28,116
その他の経常費用	64,400	73,749
経常利益	852,724	478,897

(単位：千円)

科 目	平成30年度	令和1年度
特別損失	112,413	703
固定資産処分損	9	703
減損損失	112,403	—
税引前当期純利益	740,310	478,194
法人税、住民税及び事業税	6,000	6,000
法人税等調整額	27,418	258
法人税等合計	33,418	6,258
当期純利益	706,892	471,935
繰越金（当期首残高）	29,135	24,131
当期末処分剰余金	736,027	496,066

■ 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	平成30年度	令和1年度
当期末処分剰余金	736,027,750	496,066,631
剰余金処分額	711,896,430	471,788,830
普通出資に対する配当金	21,896,430 (配当率年2.0%)	21,788,830 (配当率年2.0%)
特別積立金	690,000,000	450,000,000
（うち本店建設積立金）	(100,000,000)	(100,000,000)
繰越金（当期末残高）	24,131,320	24,277,801

■ 会計監査人による監査

平成30年度及び令和1年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2の規定に基づき、「EY新日本有限責任監査法人」の監査を受けております。

令和1年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和2年6月22日

松本信用金庫

理事長

田中 鈴生

貸借対照表関係注記事項

- 1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 2.有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他の有価証券のうち時価のあるものについては原則として決算日の市場価格等に基づく時価（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 3.有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|------|---------|
| ・建物 | 15年～50年 |
| ・その他 | 3年～15年 |
- 4.無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自庫利用のソフトウェアについては、在庫内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
- 5.所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 6.貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これを将来見込み必要な修正を加えて算定しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,177百万円であります。
- 7.賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 8.退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
- | | |
|-----------|--|
| ・過去勤務費用 | ……その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により損益処理 |
| ・数理計算上の差異 | ……各事業年度の発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際事業年度から損益処理 |
- 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ①制度全体の積立状況に関する事項（平成31年3月31日現在）
- | | |
|--------------------------------|--------------|
| ・年金資産の額 | 1,650,650百万円 |
| ・年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,782,453百万円 |
| ・差引額 | △131,803百万円 |
- ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（自平成31年3月1日至平成31年3月31日）
- | | |
|----|---------|
| …… | 0.3011% |
|----|---------|
- ③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高180,752百万円及び別途積立金48,949百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金52百万円を費用処理しております。また、年金財政計算上の繰越不足金180,752百万円については、財政再計算に基づき、必要に応じて特別掛金率を引き上げる等の方法により処理されることとなります。なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることと算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 9.役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 10.睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 11.偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 12.所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 13.消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 14.理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 … 47百万円
- 15.有形固定資産の減価償却累計額 … 5,058百万円
- 16.有形固定資産の圧縮記帳額 … 360百万円
- 17.貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及び周辺機器、自動現金計測機、営業用車両、印鑑照会システム、店内監視カメラシステム、店外監視カメラシステム、PCネットワークシステム等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- 18.貸出金のうち、破綻先債権額は246百万円、延滞債権額は9,184百万円あります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の支払又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上した貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 19.貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は0百万円あります。なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

- 20.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は265百万円あります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 21.破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は9,697百万円あります。なお、18.から21.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 22.手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,623百万円あります。
- 23.担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|--------------|----------|
| ・担保に供している資産 | |
| ・有価証券 | 717百万円 |
| ・担保資産に対応する債務 | |
| ・預金 | 1,071百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、定期預金10,101百万円を差し入れております。また、その他の資産には、保証金は11百万円が含まれております。
- 24.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証額は340百万円あります。
- 25.出資1日当たりの純資産額 … 10,342円61銭
- 26.金融商品の状況に関する事項
- (1)金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
- (2)金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。外貨建有価証券は保有していませんが、一部のユーロ円債において利息の受取を外貨にて行うものが含まれているため、為替の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- (3)金融商品に係るリスク管理体制
- ①信用リスクの管理
当金庫は、リスクに関する諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、業務監査部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ②市場リスクの管理
- (i)金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。リスク管理に関する諸規程に基づき管理しておりますが、日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的にALM委員会に報告しております。
- (ii)価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤理事会の監督の下、資金運用管理規程に従って行われております。このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
- (iii)市場リスクに係る定量的情報
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項において適宜、保有割合等に規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフトが生じた場合の経済価値は、10,197百万円減少するものと把握しております。また、金利の変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。なお、当金庫において価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」のうちの株式及び投資信託であります。価格変動リスク以外のリスク変数が一定であると仮定した場合、当事業年度末現在、対象の金融資産それぞれの経済価値が10%の変動幅で下落したと想定した場合の経済価値は、2,516百万円減少するものと把握しております。また、予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。その他、当金庫では保有有価証券の市場リスク量をVaRにより月次で計測しております。当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間6カ月、信頼期間99%、観測期間5年）により算出しており、当事業年度末現在で当金庫の市場リスク量は、全体で3,503百万円です。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉出来ない場合があります。
- ③資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあり得ます。なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

27.金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金 (*1)	68,730	68,815	84
(2) 有価証券	163,940	163,935	△5
満期保有目的の債券	739	734	△5
其他有価証券	163,200	163,200	-
(3) 貸出金 (*1)	191,440	197,601	6,161
貸倒引当金 (*2)	△3,949	△3,949	-
金融資産計	420,161	426,402	6,240
(1) 預金積金 (*1)	407,123	407,611	488
(2) 借用金 (*1)	123	130	7
金融負債計	407,247	407,742	495

(*1) 預け金、貸出金、預金積金、借用金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

【金融資産】	
(1) 預け金	満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。
(2) 有価証券	株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。目金庫保証付私募債は、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については28.から30.に記載しております。
(3) 貸出金	貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。 ①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額、以下「貸出金計上額」という。) ②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額 ③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた価額
【金融負債】	
(1) 預金積金	要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(LIBOR、SWAP)を用いております。
(2) 借用金	借用金は、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分		貸借対照表計上額
非上場株式 (*1) (*2)		266
組合出資金 (*3)		28
信金中金普通出資金		1,715
合計		2,010

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしてありません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしてありません。

28.有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」及び「その他の証券」が含まれております。以下、30.まで同様であります。

満期保有目的の債券 (単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	539	543	3
	その他	-	-	-
	小計	539	543	3
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	200	191	△8
	小計	200	191	△8
合計		739	734	△5

其他有価証券 (単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	773	677	96
	債券	101,769	99,719	2,050
	国債	20,661	20,061	599
	地方債	42,651	41,822	829
	社債	38,457	37,835	621
	その他	14,147	13,526	620
	小計	116,691	113,923	2,768
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,990	3,518	△528
	債券	26,024	26,309	△284
	国債	1,996	2,013	△16
	地方債	2,090	2,100	△9
	社債	21,938	22,196	△258
	その他	17,494	18,728	△1,234
	小計	46,509	48,556	△2,047
合計		163,200	162,480	720

29.当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

30.当事業年度中に売却した其他有価証券 (単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	1,039	39	221
債券	3,713	22	-
国債	914	2	-
地方債	1,800	12	-
社債	999	8	-
その他	9,020	383	155
合計	13,773	445	376

31.減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、394百万円(うち、株式227百万円、投資信託166百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、有価証券の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、及び30~50%下落したものの内、当金庫の定める合理的な基準に基づく場合等としております。

32.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、15,898百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが11,341百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定められている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を請じております。

33.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。(単位:百万円)

内 容	金 額
繰延税金資産	
貸倒引当金	1,373
繰越欠損金	394
賞与引当金	63
その他	508
繰延税金資産小計	2,340
評価性引当額	△2,178
繰延税金資産合計	162
繰延税金負債	
其他有価証券評価差額金	713
その他	0
繰延税金負債合計	714
繰延税金負債の純額	551

損益計算書関係注記事項

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額215円80銭

経営指標

■ 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標

■ 最近5年間の主要な経営指標の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	単位
純資産額	23,849	22,517	22,203	23,138	22,536	百万円
総資産額	416,329	416,517	420,696	430,937	432,951	
預金積金残高	388,567	390,469	394,834	404,172	407,123	
貸出金残高	178,935	182,993	185,939	187,868	191,440	
有価証券残高	156,819	163,881	163,264	159,679	164,235	
業務純益(注)	1,170,600	486,604	383,398	544,555	560,798	千円
経常収益	6,647,310	6,376,256	5,562,220	5,596,017	5,610,642	
経常費用	5,088,204	5,699,880	4,949,817	4,743,293	5,131,745	
経常利益	1,559,105	676,376	612,402	852,724	478,897	
当期純利益	1,337,198	621,341	584,656	706,892	471,935	
出資総額	1,106,218	1,102,873	1,099,054	1,094,892	1,089,502	口
出資総口数	2,212,436	2,205,747	2,198,108	2,189,784	2,179,005	
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	10	10	10	10	10	円
単体自己資本比率	15.03	16.55	16.16	15.46	14.75	%
会員数	40,141	39,945	39,630	39,440	39,199	人
役員数	11	12	12	11	11	
うち常勤役員数	7	8	8	6	6	
職員数	306	313	320	317	312	

(注) 銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和1年9月13日)による改正を受け、「業務純益」の計算定義が従来開示していた内容と異なることとなったため、平成30年度以前の計数を改正後の定義により修正再表示しております。

■ 主要な業務の状況を示す指標

■ 業務粗利益及び業務粗利益率

(単位:千円)

	平成30年度	令和1年度
資金運用収支	4,228,652	4,371,337
資金運用収益	4,421,670	4,508,881
資金調達費用	193,018	137,543
役務取引等収支	39,439	43,986
役務取引等収益	453,666	454,576
役務取引等費用	414,227	410,590
その他の業務収支	50,301	△146,539
その他業務収益	317,529	143,578
その他業務費用	267,227	290,117
業務粗利益	4,318,393	4,268,784
業務粗利益率	1.02%	0.99%

(注) 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

■ 業務純益

(単位:千円)

	平成30年度	令和1年度
業務純益		560,798
実質業務純益		560,798
コア業務純益		732,310
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)		497,558

(注) 1. 業務純益 = 業務収益 - 業務費用
 2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金
 3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益
 4. 「実質業務純益」「コア業務純益」「コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)」については、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和1年9月13日)による改正を受け、令和1年度分より開示初年度につき、令和1年度分のみを開示しております。

■ 資金運用収支の内訳

(単位 平均残高：百万円、利息：千円、利回：%)

	平成30年度			令和1年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	422,861	4,421,670	1.04	428,503	4,508,881	1.05
貸出金	184,186	2,851,558	1.54	186,661	2,748,587	1.47
預け金 (除く無利息)	74,541	97,412	0.13	76,096	94,497	0.12
商品有価証券	—	—	—	—	—	—
有価証券	162,075	1,428,767	0.88	163,476	1,620,611	0.99
資金調達勘定	403,439	193,018	0.04	408,983	137,543	0.03
預金積金	403,249	192,059	0.04	408,727	136,316	0.03
譲渡性預金	—	—	—	8	0	0.01
借入金	62	321	0.51	114	558	0.48

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高 (平成30年度199百万円、令和1年度207百万円) を、控除して表示しております。

■ 利鞘

(単位：%)

	平成30年度	令和1年度
資金運用利回	1.04	1.05
資金調達原価率	0.98	0.94
総資金利鞘	0.06	0.11

■ 受取・支払利息の増減

(単位：千円)

	平成30年度			令和1年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	115,715	△286,861	△171,145	53,635	32,323	85,958
うち貸出金利息	83,214	△228,964	△145,750	39,076	△142,047	△102,970
うち預け金利息	△5,195	12,252	7,057	2,104	△5,019	△2,915
うち有価証券利息配当金	37,697	△70,149	△32,452	12,454	179,389	191,844
支払利息	1,612	△60,910	△59,298	2,925	△58,400	△55,475
うち預金積金利息	1,560	△61,232	△59,671	2,639	△58,382	△55,742
うち借入金利息	0	321	321	255	△19	236

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分する方法により算出しております。

■ 総資産利益率

(単位：%)

	平成30年度	令和1年度
総資産経常利益率	0.20	0.11
総資産当期純利益率	0.16	0.10

(注) 総資産経常 (当期純) 利益率 = $\frac{\text{経常 (当期純) 利益}}{\text{総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高}} \times 100$

■ 預金に関する指標

■ 預金平均残高

(単位：百万円)

	平成30年度	令和1年度
流動性預金	144,414	153,088
うち有利利息預金	129,699	137,541
定期性預金	257,921	254,679
うち固定金利定期預金	257,837	254,600
うち変動金利定期預金	84	79
その他	913	958
合計	403,249	408,727

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

■ 金利区分別定期預金残高

(単位：百万円)

	平成31年3月末	令和2年3月末
固定金利定期預金	236,618	234,688
変動金利定期預金	81	75
合計	236,700	234,763

■ 貸出金等に関する指標

■ 貸出金科目別平均残高

(単位：百万円)

	平成30年度	令和1年度
割引手形	1,607	1,543
手形貸付	11,259	11,134
証書貸付	163,859	165,874
当座貸越	7,459	8,108
合計	184,186	186,661

■ 金利区分別の貸出金残高

(単位：百万円)

	平成31年3月末	令和2年3月末
固定金利貸出	137,235	139,098
変動金利貸出	50,632	52,341
合計	187,868	191,440

■ 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円)

	平成31年3月末		令和2年3月末	
	貸出金残高	債務保証見返額	貸出金残高	債務保証見返額
預金積金	4,272	118	3,459	117
有価証券	－	－	－	－
動産	－	－	－	－
不動産	27,040	566	27,196	497
その他	24	－	－	－
保証協会・信用保険	36,056	－	38,448	－
保証	33,781	51	34,220	48
信用	86,691	505	88,115	599
合計	187,868	1,240	191,440	1,262

■ 貸出金資金使途別残高

(単位：百万円、%)

	平成31年3月末		令和2年3月末	
	残高	構成比	残高	構成比
設備資金	93,941	50.0	96,380	50.3
運転資金	93,927	49.9	95,060	49.6
合計	187,868	100.0	191,440	100.0

■ 貸出金業種別内訳

(単位：先、百万円、%)

貸出金残高	平成31年3月末			令和2年3月末		
	貸出先数	貸出残高	構成比	貸出先数	貸出残高	構成比
製造業	342	15,936	8.4	348	16,623	8.6
農業、林業	29	371	0.1	30	437	0.2
漁業	3	10	0.0	3	13	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	4	64	0.0	4	61	0.0
建設業	507	9,729	5.1	483	8,648	4.5
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-
情報通信業	15	512	0.2	15	445	0.2
運輸業、郵便業	55	2,462	1.3	57	2,433	1.2
卸売業、小売業	495	11,184	5.9	482	11,499	6.0
金融業、保険業	9	6,762	3.5	11	6,758	3.5
不動産業	392	14,555	7.7	393	16,565	8.6
物品賃貸業	10	539	0.2	10	496	0.2
学術研究、専門・技術サービス業	14	104	0.0	12	90	0.0
宿泊業	88	6,086	3.2	82	4,756	2.4
飲食業	269	1,756	0.9	265	1,976	1.0
生活関連サービス業、娯楽業	97	1,984	1.0	98	1,957	1.0
教育、学習支援業	15	841	0.4	17	920	0.4
医療・福祉	79	5,821	3.0	79	5,610	2.9
その他のサービス	263	6,611	3.5	297	6,900	3.6
地方公共団体	21	45,134	24.0	23	45,492	23.7
個人(住宅・消費・納税資金等)	11,164	57,399	30.5	10,923	59,751	31.2
合計	13,871	187,868	100.0	13,632	191,440	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■ 預貸率(貸出金の預金に対する比率)

(単位：%)

	平成30年度	令和1年度
預貸率(末残)	46.48	47.02
預貸率(平残)	45.67	45.66

(注) 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

■ 貸倒引当金の残高・期中増加額

(単位：百万円)

	平成30年度					令和1年度				
	期首 残高	当期 増加額	当期減少額		期末 残高	期首 残高	当期 増加額	当期減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	300	404	-	300	404	404	347	-	404	347
個別貸倒引当金	5,086	4,190	605	4,481	4,190	4,190	3,617	270	3,919	3,617
合計	5,386	4,595	605	4,781	4,595	4,595	3,964	270	4,324	3,964

(注) 1. 計上理由及び算定方法は貸借対照表に注記しております。
2. 「当期減少高その他」は、洗替えによるものであります。

■ 貸出金償却額

(単位：百万円)

平成30年度	令和1年度
-	-

■ 有価証券等に関する指標

■ 商品有価証券の種類別の平均残高 —— 取扱いございません。

■ 有価証券の残存期間残高

(単位：百万円)

平成31年3月末								
	1年以内	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	629	3,685	2,898	8,826	—	5,464	—	21,504
地方債	2,116	8,869	14,946	14,924	5,247	—	—	46,104
社債	6,202	9,368	13,723	10,318	16,388	1,715	—	57,715
株式	—	—	—	—	—	—	3,742	3,742
外国証券	301	1,250	1,414	1,213	2,924	2,035	—	9,139
その他の証券	287	1,677	1,995	6,834	7,566	—	3,111	21,473
合計	9,537	24,851	34,977	42,118	32,126	9,215	6,854	159,679

令和2年3月末								
	1年以内	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	822	5,678	3,597	5,139	—	7,419	—	22,657
地方債	3,824	10,823	18,356	5,324	6,413	—	—	44,742
社債	5,294	7,619	16,814	7,398	19,926	3,882	—	60,935
株式	—	—	—	—	—	—	4,030	4,030
外国証券	808	1,025	2,484	1,365	3,921	2,126	—	11,731
その他の証券	759	1,956	1,756	6,134	6,393	220	2,916	20,138
合計	11,509	27,103	43,010	25,361	36,654	13,649	6,947	164,235

■ 有価証券の種類別平均残高

(単位：百万円)

	平成30年度	令和1年度
	平均残高	平均残高
国債	27,439	21,714
地方債	44,291	44,422
短期社債	—	—
社債	55,296	59,210
株式	3,852	4,471
外国証券	7,178	10,906
その他の証券	24,017	22,751
合計	162,075	163,476

■ 預証率（有価証券の預金に対する比率）

(単位：%)

	平成30年度	令和1年度
預証率（末残）	39.50	40.34
預証率（平残）	40.19	39.99

(注) 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} (+ \text{譲渡性預金})} \times 100$

■ 有価証券の時価情報
満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	平成30年度			令和1年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	199	205	5	539	543	3
	その他	-	-	-	-	-	-
	小計	199	205	5	539	543	3
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他	299	294	△4	200	191	△8
	小計	299	294	△4	200	191	△8
合計		499	500	0	739	734	△5

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	平成30年度			令和1年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	721	658	62	773	677	96
	債券	124,227	121,159	3,067	101,769	99,719	2,050
	国債	21,504	20,688	815	20,661	20,061	599
	地方債	46,104	44,919	1,184	42,651	41,822	829
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	56,618	55,550	1,067	38,457	37,835	621
	その他	11,623	11,197	425	14,147	13,526	620
	小計	136,571	133,015	3,556	116,691	113,923	2,768
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,755	3,294	△538	2,990	3,518	△528
	債券	897	900	△2	26,024	26,309	△284
	国債	-	-	-	1,996	2,013	△16
	地方債	-	-	-	2,090	2,100	△9
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	897	900	△2	21,938	22,196	△258
	その他	18,656	19,684	△1,028	17,494	18,728	△1,234
	小計	22,309	23,878	△1,569	46,509	48,556	△2,047
合計		158,881	156,894	1,986	163,200	162,480	720

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

■ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	平成30年度		令和1年度	
	貸借対照表計上額		貸借対照表計上額	
その他有価証券	非上場株式	266	266	
	組合出資金	32	28	
合計		299	294	

■ 金銭の信託 ————— 取扱いございません。

■ デリバティブ取引 ————— 取扱いございません。

■ 報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事・常勤監事・非常勤理事及び非常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」及び「功労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

① 報酬及び賞与

非常勤を含む全役員の報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

② 退職慰労金及び功労金

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- 支給額及び支給時期
- 支給額の算定方法
- 功労金
- 支給制限

(2) 令和1年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区 分	支払い総額
対象役員に対する報酬等	102,620千円

以 上

(注) 1. 対象役員に該当する理事は8名（うち3名は非常勤理事）、監事は3名（うち2名は非常勤監事）です。

2. 上記の内訳は、「報酬」98,220千円、「賞与」4,400千円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和1年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

なお、令和1年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同等額」は、令和1年度に常勤役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 令和1年度において常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

不良債権の状況

■ 金融再生法開示債権について

金融再生法開示債権とは、金融再生法（「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」）に基づき、資産自己査定の結果を各債権区分別に算出したものです。不良債権の前倒処理を進めるため、経営不振となっている企業に対する貸出金等を厳格に査定しております。

金融再生法に基づく開示債権額 (単位：百万円)

区 分	平成31年3月末	令和2年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,562	3,009
危険債権	7,440	6,512
要管理債権	272	266
正常債権	178,952	183,096
合計	189,229	192,883

金融再生法に基づく令和2年3月期開示債権の保全状況 (単位：百万円)

区 分	債権額 (A)	担保・保証等(B)	貸倒引当金(C)	保全額 (B+C)	保全率 (B+C)/A
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,009	794	2,214	3,009	100.00%
危険債権	6,512	4,251	1,387	5,638	86.58%
要管理債権	266	105	9	115	43.27%
合計	9,787	5,151	3,611	8,763	89.53%

■ リスク管理債権の状況

リスク管理債権とは、貸出金の状況がどのような状況にあるのかを、当金庫の資産査定基準に基づいた厳格な自己査定の結果をベースに、下記の4つの債権に区分して算出したものです。

なお、リスク管理債権のすべてが回収不能な債権ということではありません。特に貸出条件緩和債権はこれにあたり、厳しい経営環境下にあるお取引先の経営を支援するため、貸出金利の引き下げを行ったものや、貸付期限を延長したなどのものです。

1. 破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

(単位：百万円)

区 分	平成31年3月末	令和2年3月末
破綻先債権額 (A)	17	246
延滞債権額 (B)	9,974	9,184
合計 (A)+(B) (C)	9,992	9,431
担保・保証額 (D)	4,887	4,956
回収に懸念がある債権額 (C)-(D) (E)	5,105	4,475
個別貸倒引当金 (F)	4,175	3,601
同引当率 (%) (F)÷(E) (G)	81.77	80.48

2. 3か月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の引当状況

(単位：百万円)

区 分	平成31年3月末	令和2年3月末
3か月以上延滞債権額 (H)	0	0
貸出条件緩和債権額 (I)	272	265
合計 (H)+(I) (J)	272	266
担保・保証額 (K)	97	105
回収に管理を要する債権額 (J)-(K) (L)	175	160
貸倒引当金 (M)	47	9
同引当率 (%) (M)÷(L) (N)	26.96	5.87

3. リスク管理債権の合計額

(単位：百万円)

区 分	平成31年3月末	令和2年3月末
(C) + (J)	10,265	9,697

【用語のご説明】

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権で、自己査定で破綻先及び実質破綻先に区分された債務者に対する債権です。
 - 破綻先……
 - 破産、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者
 - 実質破綻先……
 - 実質的に経営破綻に陥っている債務者
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性が高い債権で、自己査定で破綻懸念先に区分された債務者に対する債権です。
 - 破綻懸念先……
 - 現状経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
- 「要管理債権」とは、自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものをいいます。
 - 要注意先……
 - 貸出条件、債務の履行状況、財務内容等に問題があり、今後の管理に注意を要する債務者
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
- 破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,177百万円です。

【用語のご説明】

- 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 - 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
 - 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
 - 破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
 - 会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
 - 手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
- 「延滞債権」とは未収利息不計上貸出金のうち、次の2つを除いた貸出金です。
 - 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金
- 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- なお、これらの開示額（A、B、H、I）は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
- 「担保・保証額」（D、K）は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「個別貸倒引当金」（F）は、貸借対照表に記載した金額ではなく、破綻先債権額（A）・延滞債権額（B）に対して個別に引当計上した額の合計額です。
- 「貸倒引当金」（M）には、貸借対照表上の一般貸倒引当金のうち、3か月以上延滞債権額（H）・貸出条件緩和債権額（I）に対して引当てた額を記載しております。

自己資本の充実の状況について

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、地域のお客さまによる出資金のほか、毎期の剰余金の一部を積み立てた特別積立金等からなっております。

■ 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	平成30年度	令和1年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	22,063	22,507
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,094	1,089
うち、利益剰余金の額	20,990	21,440
うち、外部流出予定額(△)	21	21
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	404	347
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	404	347
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	22,467	22,855
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	51	61
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	51	61
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	76	81
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	9
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	127	152
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	22,340	22,703
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	136,121	145,630
資産(オン・バランス)項目	135,182	144,558
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,875	△1,875
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,875	△1,875
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス取引等項目	849	934
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	89	128
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	270	8
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	8,313	8,219
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	144,435	153,849
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	15.46	14.75

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫はこれまで、会員数の増加による出資金の増加及び内部留保による利益剰余金の積み上げを行うことを主体として、自己資本を充実させてまいりました。その結果、令和2年3月末において、自己資本比率は14.75%となり、国内基準の4%を大きく上回ることができております。

また、さらに経営の健全性、安全性を高めていくため、より一層の自己資本の充実が不可欠であると認識しております。今後は、年度ごとに掲げる収益計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策と考えております。

■ 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成30年度		令和1年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	136,121	5,444	145,630	5,825
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	130,855	5,234	139,022	5,560
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	60	2
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	40	1	40	1
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	49	1	19	0
我が国の政府関係機関向け	374	14	389	15
地方三公社向け	22	0	196	7
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	16,267	650	16,123	644
法人等向け	45,027	1,801	50,802	2,032
中小企業等向け及び個人向け	37,885	1,515	39,232	1,569
抵当権付住宅ローン	6,279	251	6,224	248
不動産取得等事業向け	4,008	160	3,645	145
3か月以上延滞等	116	4	112	4
取立未済手形	28	1	11	0
信用保証協会等による保証付	1,420	56	1,507	60
株式会社地域経済活性化支援機構による保証付	—	—	—	—
出資等	5,127	205	5,195	207
出資等のエクスポージャー	5,127	205	5,195	207
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	14,208	568	15,460	618
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するものの以外のものに係るエクスポージャー	5,375	215	6,625	265
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,751	70	1,751	70
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	213	8	199	7
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	6,813	272	6,764	270
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	7,051	282	8,346	333
ルック・スルー方式	7,051	282	8,346	333
マナデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1,250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,875	△75	△1,875	△75
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	89	3	128	5
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	8	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	8,313	332	8,219	328
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	144,435	5,777	153,849	6,153

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3か月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

〈オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法〉	粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）×15% 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数
-------------------------------	---

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

3. 信用リスクに関する事項

信用リスクとは、お客さまの業況や財務状況の悪化等により、貸出金などの元金や利息の回収が困難となることにより、損失を被るリスクのことです。

また、保有する有価証券（債券等）が発行体の倒産などで、元金や利息の回収が困難となることにより、損失を被るリスクを含みます。

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、貸出業務及び市場運用業務の運営に際し、リスクを適正に把握することによって将来の損失を未然に防ぐとともに、安定した収益を確保できる適切な与信構造（ポートフォリオ）を構築する事を基本方針としています。

審査部門は営業推進部署から分離・独立した厳正な審査体制を整備し、さらに資産監査部署からも分離・独立した体制によって牽制機能を確保しております。

審査にあたっては、公共性・成長性・安全性・収益性・流動性の5原則を踏まえ、融資審査基準に基づき厳格に審査し、特定業種、大口取引に偏らないようリスクの分散に努めています。さらに、財務情報に定性情報を加味して総合的に評価した企業格付により、格付区分別の把握・分析を行い、資産査定の際格付運用によって、常にモニタリングを行う体制を整備しております。

また、将来予想される損失については、資産査定により区分された与信債権の債務者区分及び分類区分に対応した引当を実施して万に備えています。引当には、将来発生が見込まれる損失に備えて計上する一般貸倒引当金（正常先及び要注意先の債権に対する貸倒引当金）と個別貸倒引当金（破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先の債権に対する貸倒引当金）があり、いずれも毎期末に全額を洗替え方式により引当を行っております。

引当の計上方法については、一般貸倒引当金は過去の貸倒実績率から予想損失率を求め、今後の予想損失額を算出し、貸倒引当金として計上しています。一方、個別貸倒引当金は、ご融資先ごとに予想損失額を算出して計上しております。

有価証券（債券）につきましては、格付機関（下記）の格付を参照するとともに、時価評価額の変動をモニタリングすることによって、損失の発生を最小限にとどめる体制を整備しております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトとは、自己資本比率を算出する際の分母に相当する額（リスク・アセット額）を計算するために使用する、資産や債務者の種類ごとの掛目のことです。自己資本比率の算出方法には、あらかじめ定められたリスク・ウェイトを使用する標準的手法と金融機関の内部格付に基づきリスク・ウェイトを決定する内部格付手法があります。

標準的手法を採用する金融機関については、リスク・ウェイトの判定に適格格付機関等の信用評価（格付）の区分ごとに定められたリスク・ウェイトを使用することになります。当金庫は、標準的手法を採用しており、保有する資産の一部（有価証券等）について、以下の4社の信用評価（格付）をリスク・ウェイトの判定に使用しています。

1. 株式会社 格付投資情報センター
2. 株式会社 日本格付研究所
3. ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
4. スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ

■ 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

①信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別）

（単位：百万円）

	信用リスクエクスポージャー期末残高								3か月以上延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
	平成30年度	令和1年度	平成30年度	令和1年度	平成30年度	令和1年度	平成30年度	令和1年度	平成30年度	令和1年度
製造業	30,524	32,373	16,081	16,759	11,901	13,200	-	-	0	0
農・林・漁業	414	480	414	480	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	64	61	64	61	-	-	-	-	-	-
建設業	10,998	11,949	10,517	9,727	400	2,090	-	-	6	311
電気・ガス・熱供給・水道業	5,113	6,414	-	-	5,097	6,397	-	-	-	-
情報通信業	2,529	3,420	513	446	1,599	2,366	-	-	-	-
運輸業、郵便業	20,932	20,242	2,509	2,492	18,158	17,371	-	-	-	-
卸売業、小売業	14,184	14,293	11,530	11,834	2,399	2,099	-	-	4	3
金融業、保険業	96,415	91,140	6,766	6,764	21,210	22,758	-	-	-	-
不動産業	20,594	22,550	15,585	17,636	4,199	4,299	-	-	180	115
物品賃貸業	539	496	539	496	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	127	111	127	111	-	-	-	-	-	-
宿泊業	6,126	4,818	6,126	4,818	-	-	-	-	-	-
飲食業	2,288	2,518	2,288	2,518	-	-	-	-	-	9
生活関連サービス業、娯楽業	2,251	2,226	2,251	2,226	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	873	952	873	952	-	-	-	-	-	-
医療・福祉	6,454	6,216	6,454	6,216	-	-	-	-	0	0
その他のサービス	7,417	8,153	6,886	7,311	300	500	-	-	-	-
国・地方公共団体等	120,148	121,250	45,164	45,518	65,608	66,296	-	-	-	-
個人	54,237	56,182	54,237	56,182	-	-	-	-	86	38
その他	11,011	11,025	1,162	1,509	-	-	-	-	-	-
業種別合計	413,247	416,880	190,097	194,067	130,376	137,381	-	-	278	478
1年以内	87,990	91,362	27,116	30,573	9,195	10,696	-	-	-	-
1年超3年以内	47,547	41,639	17,730	13,828	22,693	24,699	-	-	-	-
3年超5年以内	46,870	54,995	14,915	14,610	31,955	40,384	-	-	-	-
5年超7年以内	54,641	39,663	20,426	20,501	34,214	18,954	-	-	-	-
7年超10年以内	49,234	56,722	23,650	26,117	24,324	30,438	-	-	-	-
10年超	93,423	99,230	85,029	87,221	8,394	12,008	-	-	-	-
期間の定めのないもの	33,540	33,267	1,229	1,214	100	200	-	-	-	-
残存期間別合計	413,247	416,880	190,097	194,067	130,876	137,381	-	-	-	-
国内	405,830	407,367	190,097	194,067	123,459	127,868	-	-	-	-
国外	7,417	9,512	-	-	7,417	9,512	-	-	-	-
地域別合計	413,247	416,880	190,097	194,067	130,876	137,381	-	-	-	-

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記業種区分の「その他」には、現金、投資信託、固定資産等を含んでおります。
 4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 —— 資料編14ページをご参照ください。

③業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金			貸出金償却	
	期末残高		増減額	貸出金償却	
	平成30年度	令和1年度		平成30年度	令和1年度
製造業	1,214	1,416	202	—	—
農・林・漁業	7	5	△2	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	8	5	△2	—	—
建設業	583	395	△187	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	1	1	—	—
卸売業、小売業	682	743	61	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—
不動産業	361	247	△113	—	—
物品賃貸業	36	27	△8	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—
宿泊業	1,164	657	△506	—	—
飲食業	25	23	△1	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—
医療・福祉	—	—	—	—	—
その他のサービス	2	1	0	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—
個人	88	74	△14	—	—
その他	15	15	0	—	—
合計	4,190	3,617	△573	—	—

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

④リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成30年度		令和1年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	131,788	—	130,709
10%	199	37,892	—	37,281
20%	18,420	67,692	17,813	62,381
35%	—	18,209	—	18,054
40%	—	—	300	—
50%	35,733	224	41,448	500
70%	400	—	600	1,003
75%	—	45,495	—	45,666
100%	2,899	53,431	4,739	54,855
120%	100	—	100	—
150%	—	59	—	26
200%	—	—	—	—
250%	900	—	1,400	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	58,454	354,793	66,401	350,478

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、信用リスク・アセット額の算出にあたり、信用リスクが低いと判断される資産について、定められた方法により削減額を資産から控除し、信用リスク・アセット額を減額する手法のことです。

当金庫では、以下の手法を採用しております。

(1)適格金融資産担保

定期預金及び定期積金を担保としている貸出金について、担保額を信用リスク削減額としています。担保額については貸出債権額を上限とし、定期預金は元金、定期積金は掛込残高の範囲内としています。

(2)貸出金と自金庫預金の相殺

ご融資先ごとに貸出金と担保に供していない預金の一部を相殺して計算しています。預金の種類は積立定期預金を除く定期預金及び定期積金とし、信用リスク削減額については、貸出金の残存期間を上回る預金は全額、貸出金の残存期間を下回る預金は、定められたルールに基づき調整率を乗じた額としております。

(3)保証

国、地方公共団体、政府関係機関等及びしんきん保証基金が保証している保証債権（保証される部分に限る）について、原資産及び債務者のリスク・ウェイトに代えて当該保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

■ 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		平成30年度	令和1年度	平成30年度	令和1年度	平成30年度	令和1年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		4,517	3,793	28,007	29,526	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。当金庫は、直接的に派生商品取引は行っておりませんが、当金庫の保有している一部のファンド型投資信託商品において、投資信託会社による運用で間接的に派生商品取引に該当するものがございませぬ。ただし、間接的なものであり、且つ金額的にも少額な為、当金庫としては、特段の管理は行っておりませぬ。

■ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ございませぬ。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続の概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産などの資産の価値を裏付けとして証券を組成し、それを第三者に売却して流動化することを言います。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、債券を購入する側である投資家に分類されます。

証券化商品投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより適時把握し、より適切な管理を目指しております。

(2)自己資本比率告示第248条第1項から第4号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーへの投資の可否については、市場環境、当該証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る市場の状況等やデューデリジェンス・モニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的又は適時に入手可能であることを事前に確認するとともに、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の状況・パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスク及び構造上の特性等の分析を行い、最終決定をしております。

また、保有している証券化エクスポージャーについては、当該証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る情報等を適時に収集し、必要に応じて個別案件ごとに信用補完の十分性、スキーム維持の蓋然性等の検証を行うこととしております。

(3)信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当金庫は、信用リスク削減手法として証券化取引及び再証券化取引を用いておりませぬ。

(4)証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(5)証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計基準については、当金庫の内部規定及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

(6)証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

前掲「3.信用リスクに関する項目(2)リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関」の4機関を採用しております。

■ 証券化エクスポージャーに関する事項

- (1) オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項） ———— 該当ございません
- (2) 投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）
- ① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く） ———— 該当ございません
- b. 再証券化エクスポージャー ———— 該当ございません
- ② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等
- a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く） ———— 該当ございません
- b. 再証券化エクスポージャー ———— 該当ございません
- ③ 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 ———— 該当ございません
- ④ 証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額 ———— 該当ございません

7. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫では、粗利益をベースに算出する「基礎的手法」を採用しております。

8. 出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、株式、投資信託などの保有について、経営体力や管理能力等に見合ったリスク管理を行い、より適正な収益を確保することを基本方針としています。

株式や投資信託などは、市場価格の変動によって資産価値が減少した場合に損失を被るリスク、いわゆる価格変動リスクが伴います。当金庫では、保有する株式の銘柄について日々評価額を把握するとともに、評価額が著しく下落した場合には、内部規定に基づき適切に処理することとしています。価格変動リスクは金利リスクと併せて、ALM委員会等において管理し、定期的に代表理事へ報告しています。

■ 出資等エクスポージャーに関する事項

① 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	平成30年度		令和1年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	4,763	4,763	3,813	3,813
非上場株式等	2,036	2,020	2,036	2,020
合計	6,799	6,784	5,849	5,834

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 非上場株式等は、「その他資産」に計上している非上場の出資を含めています。

② 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成30年度	令和1年度
売却益	216	188
売却損	0	355
償却	0	227

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

③ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成30年度	令和1年度
評価損益	△377	△555

④ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成30年度	令和1年度
評価損益	—	—

9. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	平成30年度	令和1年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	21,719	20,994
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—
フォールバック方式 (1,250%)	—	—

10. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、預金や貸出金、有価証券など金融機関が保有する資産・負債のうち、市場金利の影響を受けるものについて金利の変動により経済価値が変動するリスクをいいます。

当金庫では、ALMシステムなどを活用して内部データの蓄積や理論的検証などの確立に努め、適切な管理を行うことを基本方針としております。

金利リスクの管理については、担当部署において市場リスク管理の枠組みの中で対応し、ALM委員会等に報告し、ポートフォリオの改善策等を検討しております。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

金利リスク量は、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

(3) コア預金について

コア預金とは、明確な金利改定期間がなく、お客さまのご要望により随時払い出すことができる預金（普通預金、当座預金等）のうち、引き出されることなく長い間金融機関に滞留する預金のことです。当金庫では、リスク量の算定にあたって、普通預金や当座預金等の期末残高の2分の1相当額を残存期間2.5年として取り扱っています。

■ 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	10,197	10,645	△482	
2	下方パラレルシフト	0	0	13	
3	スティープ化	9,084	9,602		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	10,197	10,645	13	
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	22,703		22,340	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（2019年2月18日）による改正を受け、2020年3月から△NIIを開示することとなりました。このため、開示初年度につき、当期末のみを開示しております。

開示項目一覧

本誌は、信用金庫法第89条（銀行法第21条の準用）に基づいて作成したディスクロージャー資料（業務及び財産の状況に関する説明書類）です。信用金庫法施行規則第132条に定められた開示項目を中心として、以下のページに掲載しております。

信用金庫法施行規則に基づく開示項目

単体ベースの開示項目

■ 金庫の概況及び組織に関する事項

イ 事業の組織	本 19
ロ 理事・監事の氏名及び役職名	本 19
ハ 会計監査人の名称	本 19
ニ 事務所の名称及び所在地	本 17・18

■ 金庫の主要な事業の内容

本 19 資 1~3

■ 金庫の主要な事業に関する事項

イ 直近の事業年度における事業の概況	本 7・8 資 11
ロ 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	
(1) 経常収益	資 11
(2) 経常利益又は経常損失	資 11
(3) 当期純利益又は当期純損失	資 11
(4) 出資総額及び出資総口数	資 11
(5) 純資産額	資 11
(6) 総資産額	資 11
(7) 預金積金残高	資 11
(8) 貸出金残高	資 11
(9) 有価証券残高	資 11
(10) 単体自己資本比率	資 11
(11) 出資に対する配当金	資 11
(12) 職員数	資 11

ハ 直近の2事業年度における事業の状況

■ 主要な業務の状況を示す指標

(1) 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。）	資 11
(2) 資金運用収支、役員取引等収支、及びその他業務収支	資 11
(3) 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	資 12
(4) 受取・支払利息の増減	資 12
(5) 総資産経常利益率	資 12
(6) 総資産当期純利益率	資 12

■ 預金に関する指標

(1) 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	資 13
(2) 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	資 13

■ 貸出金等に関する指標

(1) 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	資 13
(2) 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	資 13
(3) 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	資 13
(4) 使途別の貸出金残高	資 13
(5) 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	資 14
(6) 預貸率の期末値及び期中平均値	資 14

■ 有価証券に関する指標

(1) 商品有価証券の種類別の平均残高	資 15
(2) 有価証券の種類別残存期間別残高	資 15
(3) 有価証券の種類別の平均残高	資 15
(4) 預証率の期末値及び期中平均値	資 15

■ 金庫の事業の運営に関する事項

イ リスク管理体制	資 4
ロ 法令遵守の体制	資 5
ハ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	本 9~16
ニ 金融ADR制度への対応	資 6

■ 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

イ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	資 7~10
ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
(1) 破綻先債権に該当する貸出金	資 18
(2) 延滞債権に該当する貸出金	資 18
(3) 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	資 18
(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	資 18
ハ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	資 19~26
ニ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
(1) 有価証券	資 15~17
(2) 金銭の信託	資 17
(3) 第102条第1項5号に掲げる取引（デリバティブ等取引）	資 17
ホ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	資 14
ハ 貸出金償却の額	資 14
ト 会計監査人の監査を受けている旨	資 8
チ 報酬等に関する事項	資 17

連結ベースの開示項目

当金庫は連結対象の会社がございますので連結情報は記載しておりません。

その他の開示項目

■ 概況・組織に関する事項

基本方針	本 3・4
中期経営計画	本 5
役員数	資 11
会員数	資 11

■ その他の事項

地域社会と松本信用金庫	本 1・2・9~16
総代会について	本 21~23
金融再生法開示債権について	資 18
当金庫の歩み	本 20
信金中央金庫のご案内	本 20